

電気需給仕様書

1 概要

- (1) 調達物品名：滋賀県企業庁 吉川浄水場ほか1 1 施設で使用する電気
- (2) 対象建物（施設名）：別紙1 のとおり
- (3) 需要場所：別紙1 のとおり
- (4) 契約種別：別紙1 のとおり
- (5) 用途・業種：別紙1 のとおり
- (6) 現契約先：別紙1 のとおり

2 仕様

(1) 供給電気方式等

次のアからシまでについては、別紙1 のとおりとする。

ア 供給電気方式

イ 供給電圧（標準電圧）

ウ 計量電圧（標準電圧）

エ 標準周波数

オ 受電方式

カ 受電設備容量

キ 常用発電設備【有無／定格出力／アンシラリーサービス料金対象容量】

ク 非常用発電設備【有無／定格出力】

ケ 蓄熱式負荷設備【有無および設備容量】

コ 需給地点

サ 電気工作物の財産分界点

シ 保安上の責任分界点

(2) 予定契約電力および予定使用電力量

【契約電力500 k w以上の施設（別紙2 施設番号①～④）】

ア 予定契約電力（常用線）：別紙2 のとおり

ただし、契約期間中、使用できる最大電力とし、その1 月の最大需要電力（デマンド値）を超えないものとする。

なお、公告から需給開始までの間に、上記の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者と協議のうえ、契約電力を適正な値に見直すことがある。

イ 予定契約電力（予備線）：別紙2 のとおり（施設番号①および②のみ）

なお、公告から需給開始までの間に、上記の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者と協議のうえ、契約電力を適正な値に見直すことがある。

ウ 予定使用電力量：別紙2 のとおり

ただし、契約期間中、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

【契約電力500 k w未満の施設（別紙2 施設番号⑤～⑫）】

ア 予定契約電力（常用線）：別紙2 のとおり

ただし、その1月の最大需要電力（デマンド値）と前11月の最大需要電力（デマンド値）のうち、いずれか大きい値とする。

なお、公告から需給開始までの間に、上記の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者と協議のうえ、契約電力を適正な値に見直すことがある。

イ 予定契約電力（予備線）：該当なし

ウ 予定使用電力量：別紙2のとおり

ただし、契約期間中、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

（3）契約使用期間

令和8年2月計量日の0時から令和10年2月計量日の前日24時までとする。

（4）計量日、計量期間および計量

ア 計量日は、託送契約に基づき、予め定められた日とする。

イ 計量期間は、前月計量日の0時00分から当該月計量日の前日24時00分までとする。

ウ 計量は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が設置した計量器に記録された値によるものとし、30分最大需要電力計（デマンド計）の組み込まれた電子式電力量計で計測すること。

（5）料金の算定および算定期間

ア 施設ごとに料金の算定を行うこと。なお、各施設の電力量料金は別記1の料金体系のうち、それぞれいずれかを選択し算定すること。

イ 料金の算定は、その1月の契約電力および使用電力量により算定すること。

ウ 料金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までとする。

エ 予備線にかかる電力量料金は、常時供給分の該当料金とする。

（6）力率

供給者は、その1月の平均力率により、基本料金の力率割引または力率割増を行うものとし、力率割引および力率割増の方法は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者の電気供給条件によるものとする。

契約使用期間における予定平均力率は、99%とする。

入札価格の算定にあたっては、力率は100%とする。

（7）燃料費調整

供給者は、発電のための燃料価格の変動により、電力量料金を調整することができるものとする。ただし、燃料費調整を行う場合の計算方法は、契約締結時点における滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）の電気供給条件によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、燃料費調整は考慮しないこと。

（8）市場価格調整

供給者は、卸電力市場からの調達価格の変動より、電力量料金を調整することができるものとする。ただし、市場価格調整を行う場合の計算方法は、契約締結時点における滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）の電気供給条件によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、市場価格調整は考慮しないこと。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくものとする。

入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(10) 単位および端数処理

料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（1kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（1kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセント（1%）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(11) 請求書および電気料金計算書

ア 施設ごとに請求書を作成し、紙または電子メール等で送付すること。（請求書の送付先は、別記2のとおりとする。）また、請求書には、代表者の記名押印と施設名を明示すること。ただし、請求書に発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）を記載することにより押印を省略することができる。なお、電子メール等により送付する場合は、印影の有無に関わらず、全て発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）の記載が必要とする。

イ 使用実績（例：使用期間、契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率）と電気料金の内訳（例：基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金）を記載した電気料金計算書を作成し、請求書と併せて送付すること。（なお、請求書に電気料金計算書の内容を記載することでも可とする。また、記載項目は上記の例示を基本とし、滋賀県企業庁と供給者の協議により決定する。）

(12) 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月、供給者からの請求により、施設ごとに納付書払いまたは銀行振込により支払うこととする。

3 その他

(1) 供給者は、施設ごとの使用実績（受電日誌相当）と電気料金の内訳等について WEB または電子データにより滋賀県企業庁へ提供すること。

(2) 当浄水場は24時間連続稼働しており、安全および安定給水を行う必要があるため、電気設備点検等の計画停電時においては、常用線、予備線の切替えにより無停

電で作業を行うこと。

また、自然災害や事故等による停電時には、ライフラインである当浄水場の重要性を考慮し可能な限り早急に復旧すること。

(3) 契約書、本仕様書に記載なき事項については、別途、協議のうえ決定することとする。

別記1 電力量料金体系

電力量料金は施設ごとに次のア、イいずれかの料金体系を選択すること

ア 時季別料金

料金種別	契約単価	
電力量料金	重負荷時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	昼間時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	夜間時間	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)

イ 季節別料金

料金種別	契約単価	
電力量料金	夏季	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)
	その他季	円／kWh (うち消費税および地方消費税の額 円)

〔定義〕

- ・「重負荷時間」とは、「夏季」の毎日10時から17時までの時間をいう。ただし、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・「昼間時間」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。ただし、「重負荷時間」、日曜日および滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間をいう。
- ・「夏季」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
- ・「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいう。

別記 2 請求書送付先

吉川浄水場	〒520-2401 滋賀県野洲市吉川3382 滋賀県企業庁浄水課
菩提寺加圧ポンプ場	
湖南朝国ポンプ場	
湖南菩提寺ポンプ場	
水口浄水場	〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6181 水口浄水場
朝国共同施設	
馬淵浄水場	〒523-0022 滋賀県近江八幡市馬淵町1875 馬淵浄水場
南津田導水ポンプ場	
日野第一加圧ポンプ場	
日野第二加圧ポンプ場	
彦根浄水場	
高宮加圧ポンプ場	